Wi-Fi（ワイファイ）ルーターが無料って本当？

事例

知らない業者から電話があり「インターネットが安くなるので、コンセントに挿すだけのWi-Fiルーターに替えないか。ルーター代金は実質無料」と勧誘され、承諾した。3日後に機器が届いたが、業者が設定をサポートすると言っていたので、開封せずに置いていた。しかし、業者から連絡が無いので不信感が募り、1か月後にキャンセルしたいと電話した。すると「3年契約なので、今解約するとルーター代金7万2000円の支払いが必要」と言われた。そのような話は聞いていない。

電話勧誘販売や訪問販売で契約した据置（すえおき）型Wi-Fiルーターのトラブルが増えています。こうした契約は、インターネットの通信契約とルーターの購入契約の二本立てです。事例では本来、ルーターの購入代金として7万2000円の支払いが必要だったものを、毎月2000円の分割払いにしたうえで同額を毎月の通信料金から割り引くことで、3年間で「実質無料」になる仕組みでした。このため3年以内に解約すると残りの本体代金を一括で請求されます。

電話勧誘販売や訪問販売では必ず契約書面が交付され、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。しかし、事例では機器と同梱されていた契約書に気付かず、クーリング・オフ期間が過ぎてしまい、機器代全額を請求されることになりました。

「実質無料」や「安くなる」と言われても、うのみにしてはいけません。安くなる仕組みや月々の支払額、解約時の料金の確認が必要です。もし契約しても、契約書に必ず目を通し、内容が理解できないときは、クーリング・オフを検討しましょう。

問消費生活センター
TEL 6319・1000
FAX 6319・1500